

横浜市資産指令第3008号
平成25年7月1日

許可番号 第05670003950号

特別管理産業廃棄物処分業許可証

優良

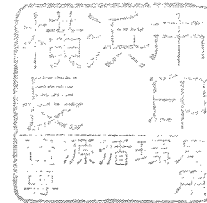
住所 神奈川県横浜市旭区上川井町376番地

氏名 株式会社 トキワ薬品化工
代表取締役 伊丹 重貴 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

許可証確認用

横浜市長 林 文子



許可の年月日

平成25年7月15日

許可の有効年月日

平成32年7月14日

1. 事業の範囲

中間処理

(1) 中和: 廃酸 (pH2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く)、廃アルカリ (pH12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く) 以上2種類 (上記物は、いずれも産業廃棄物であるものを除く)

2. 事業の用に供するすべての施設

事業の用に供する施設の所在地
神奈川県横浜市旭区上川井町393番地

処理施設の概要

(1) 中和施設 1基 (0.6 m³/日)

設置年月日: 昭和50年7月24日

特別管理産業廃棄物の種類: 廃酸 (pH2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く)、廃アルカリ (pH12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く) 以上2種類

3. 許可の条件

(1) 中間処理 (中和) に伴う特別管理産業廃棄物の保管量は1.4m³以内とする。

(2) 中間処理に伴う残さ物の保管量は10m³以内とする。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成5年7月15日 新規許可

平成25年7月15日 更新許可

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 無